

令和6年度 大分地方最低賃金審議会

- 1 日時 令和7年3月5日(水) 午後4時00分～
- 2 場所 第2ソフィアプラザビル 4階会議室(大分市東春日町17番20号)
- 3 出席委員
公益代表：荒井委員、井田委員、田中委員、松隈委員
労働者代表：阿部委員、二宮委員、原口委員、藤本委員、山田委員
使用者代表：大塚委員、高橋 基典、藤野委員、渡辺委員
- 4 事務局
大分労働局：佐藤労働局長、本多労働基準部長、竹内賃金室長、
幡手賃金室長補佐
- 5 議題
(1) 大分県特定最低賃金の改正に係る意向表明について
(2) その他
- 6 議事録

賃金室長

委員の皆様方には、大変お忙しい中、お集まりいただきまして誠に有難うございます。

本日は、本谷委員、宮脇委員からご欠席とのご連絡をいただいております。

このため、本審議会には13名が出席されており、最低賃金審議会令第5条第2項の規定により、有効に成立していることを御報告いたします。

また、本審議会は公開としております。議事内容につきましては、後日、議事録をホームページに公開させていただきます。

それでは、以後の議事進行を井田会長よろしくお願いいたします。

会 長

それでは、ただ今から審議に入ります。

議題 1 「大分県特定最低賃金の改正に関わる意向表明について」ですが、本件について、事務局から説明をお願いします。

賃金室長

特定最低賃金の改正につきましては、例年 6 月に賃金実態調査を行い、その調査結果を 10 月に行われる金額審議の資料としておりますが、正式に改正申出が行われるのが 7 月末であり、賃金実態調査以後になることから、調査対象の産別を特定するために、改正申出の意向を前年度末までに表明いただき、審議会において調査対象業種の御確認をいただいております。

大分県におきましては、鉄鋼業をはじめ 6 業種について特定最低賃金を設定しておりますが、本日までに令和 7 年度もこれら 6 業種全てについて改正の意向である旨を表明した書面が、労働者側から労働局長あて提出されております。

労働者側からの意向表明の書面の（写）は、お手元に資料 2 として配付しております。

会 長

では、令和 7 年度の特定最低賃金改正申出の意向について、労働者側から御説明をお願いします。

藤本委員

連合大分の藤本でございます。私の方から意向についてお話しさせていただきます。よろしく申し上げます。

今、説明をいただきました資料のとおり、当該産業の組織内部における検討はもちろん、連合大分としましても先月末の執行委員会において、皆さん各業種の意向を踏まえた意向表明ということになります。

業種ごとの状況の違いはございますけれども、近年、地域別最低賃金の大幅な引き上げによって特定最低賃金の優位性が低下してきているというふうに考えています。従いまして、当該産業における労働条件の向上と公正競争を確保する観点から当該産業の労使がそれぞれイニシアティブを発揮しながら賃金の絶対水準の確保、底上げと格差是

正に向けて改正が必要であるといった結論に至り、今年度につきましても例年同様、6業種について改正の申し出をさせていただきました。

とりわけ、各種商品小売業につきましてはこれまで8年連続で改正審議に至っていないという状況は私どもも非常に大きな課題認識を持っているところでございます。

引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

会 長

ただ今、令和7年度の特定最低賃金改正申出の意向について、労働者側からご説明いただきました。

この意向表明に対し、何か質問、意見等はありませんか。

【意見等なし】

それでは、意向表明していただいた6業種について、事務局は賃金実態調査を実施するようお願いいたします。

次に議題2「その他」に入ります。事務局から説明をお願いします。

賃金室長

2点ございます。

1点目は特定最低賃金の改正の関係です。

資料 3を御覧ください。

大分県の特定最低賃金適用事業者数、労働者数を取りまとめたものです。特定最低賃金の改正に関する申出については、適用労働者数又は使用者数の1/3以上の合意があるなどの要件があることから、適用労働者数等を労使双方で確認していただけるよう、意向表明後、速やかに事務局から当該特定最低賃金の基幹的労働者である適用労働者数等を明示し、関係労使の方に通知することとなっております。

この資料は、令和3年経済センサスを基に、本年度の賃金実態調査結果等の最新情報を踏まえて作成したものでございます。

会 長

ただ今の事務局の説明に対して何か質問等がありますか。

【質問等なし】

続いて、事務局から、他にありますか。

賃金室長

2点目として、令和7年度の審議日程（案）について、ご説明をさせていただきます。

令和7年度の審議日程につきましては、令和7年度の第一回目の審議会で確定していただきますが、円滑な審議を行っていただくため、例年、年度の最終審議会で「翌年度の審議日程(案)」をご検討いただいているところがございます。

資料 4「令和7年度審議日程（案）」、資料 5「答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表」を御覧ください。

大分県最低賃金の改正につきましては、基本案として、例年10月1日発効を予定した日程で計画しておりますが、令和7年度は、資料5のとおり、8月5日答申の場合10月1日法定発効、8月6日答申の場合10月2日法定発効というようになっております。発効日につきましても審議会でお決めいただく事項となりますが、法定発効日より後の日付であれば、発効日を指定するという指定発効が可能でございます。

資料No.4の日程表のご説明をいたします。

まず、7月15日（火）13時30分から第1回目となる本審で、会長、運営規程、運営小委員会規定等の確認及び審議会確認事項を審議していただき、その後、労働局長から大分県最低賃金の改正諮問をさせていただきたいと考えております。

その後、8月1日（金）13時30分から本審を開催し、中央最低賃金審議会からの目安額を伝達させていただく予定としています。

なお、諮問及び目安伝達につきましては、中央最低賃金審議会の審議状況により日程が変更となる場合もございます。

目安伝達後は、8月1日（金）から大分県最低賃金専門部会を設置いたしまして、部会長の選出、運営規定の確認、第1回目の金額審議を行いたいと考えております。

8月5日（火）まで専門部会において参考人意見聴取、金額審議を

行っていただきます。

同じ日の8月5日(火)に金額審議が結審した場合は、16時00分から本審を開催し、専門部会の報告をいただき、改正決定答申を行っていただきます。

改正金額に係る異議申し出があった場合には、8月21日(木)10時から開催される本審で異議審議を行っていただきます。なお、例年、異議申出はなされている状況にあります。

なお、本年度は、8月9日の結審となりましたが、専門部会審議を10時から、本審を16時45分から開催させていただいたところです。

8月5日に結審とならなかった場合は、それ以降の日程につきましては審議状況により、随時調整させていただきたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

次に、特定最低賃金の改正に係る日程(案)の御説明をいたします。

特定最低賃金につきましては、令和7年12月25日統一発効を予定して、計画をしております。

まず、8月20日(水)13時30分から運営小委員会を開催し、特定最低賃金の改定の必要性の有無について、参考人意見聴取などの御審議をいただき、必要性ありとなれば8月21日(木)10時から開催される本審で、労働局長から改正決定の諮問をさせていただきたいと考えております。

その後、9月18日(木)14時00分から、特定最低賃金合同部会を開催し、10月21日(火)まで各特定最低賃金専門部会で金額審議をしていただき、10月22日(水)13時30分から開催される本審で各部会からの報告をいただき、改正決定答申を行っていただきます。

改正金額に係る異議申出があった場合には、11月7日(金)10時から本審を開催し、異議審議を行っていただきます。なお、特定最低賃金については、異議の申出がない状況が続いていますので申出がない場合は、異議審議は開催しないこととなります。

令和7年度の最後の審議会として、令和8年3月5日(木)16時00分から本審を開催し、特定最低賃金の意向表明などを行っていただく予定としております。

以上が「令和7年度の審議日程(案)」でございます。

会 長

ただ今の事務局の説明に対して何か質問等がありますか。

【質問等なし】

それではこれを令和7年度の審議日程案としたいと思います。

委員の皆様には日程の確保をお願いいたします。

このほか、全体を通して、他に何かありませんでしょうか。

【意見等なし】

本日が本年度最後の審議になります。

令和6年度の大分県における大分県最低賃金、特定最低賃金につきましては、委員の皆様の御協力により、それぞれ令和6年10月5日、令和6年12月25日に発効となりました。各委員の皆様には感謝申し上げます。

事務局から、他にありますか。

賃金室長

本日で本年度の審議は終了しますが、これまで10年間公益委員をつとめていただきました荒井会長代理が本年度でご退任されることとなります。

ご退任にあたりまして、ご挨拶をお願いいたします。

荒井委員

荒井でございます。平成27年から10年間、公益委員を務めさせていただきました。最初は平成27年の地域最賃の引き上げ額が17円と、なかなか20円には行かないような状況で、翌年の特定最賃の方は20円の大台に上がるかどうかということで厳しい審議と激しい攻防があったかと記憶しております。今では引き上げ額が50円を超える額になりました。かなり厳しい審議が続いているところかと思いますが、そのような中で使用者側の皆様、労働者側の皆様方には公益の立場を常にご理解いただきまして、ご協力いただきましたことを感謝申し上げます。力不足の点多かったかと思うのですが、公益委員の皆様、事務局の

皆様には常にご協力いただきまして、ご支援いただきましたことを感謝いたします。皆様方の審議、令和7年度もまた厳しい審議になるかと思いますが、ますますのご活躍をお祈りしております。大変お世話になりました。ありがとうございました。

賃金室長

長い間、当審議会の運営に大変ご尽力をいただきまして誠にありがとうございました。

また、公益の本谷委員も本年度でご退任されることとなります。

本谷委員は、本日は所用により急遽ご欠席となりました。

本谷委員から「委員の皆様にご挨拶できず申し訳ありません。皆様に大変お世話になりましたことにお礼を申し上げます。」とのお言葉をお預かりしておりますのでお知らせさせていただきます。

それでは、本年度最後の審議会にあたり、労働局長よりご挨拶を申し上げます。

局長

労働局長の佐藤でございます。

令和6年度最後の審議会でございますので、最後にお礼の言葉を申し上げますさせていただきます。と思っております。

委員の皆様方におかれましては、令和6年度の最低賃金審議会において真摯に御審議をいただきました御功労に深く感謝申し上げます。と思っております。

令和6年度の最低賃金審議につきましては、令和5年度からの最賃の風潮といえますか、世論の後押しと政府の賃上げ動向、これがまさに世間を賑わせまして、最賃審議会の審議については多くの注目が集まったところでございます。そういった中で、委員各位の皆様方におかれましては真摯にご審議をいただきまして、大分でも55円の引き上げ、まさに中央の最低賃金審議会、世論の注目が集まったこともあり、過去最大の目安金額が50円ということで示されまして、そういった中で、大分でもプラス55円ということで過去最大の上げ幅で結審したということございまして、委員の皆様方のご苦勞に本当に感謝を申し上げますところでございます。

また、大分ではこの審議にあたりまして大分県知事及び市町村議会

からも意見書が提出されましたので、おそらく審議では各方面から重責を担われたのではないかということを感じておりました。こちらの方にあたりましてもご心労をおかけしたことを感謝申し上げたいと思っておりますのでございます。

また、中小企業の賃上げ施策について申し上げますと、大分労働局では、業務改善助成金は賃上げを支援する関係で助成金を取り扱っているのですが、昨年末までは九州で福岡の次が大分だったのですが、12月、1月に熊本に追いつかれまして今は九州で2番目、3番目を争っている、多く利用していただいているという状況でございます。これもひとえに委員各位、若しくは使用者団体、労働者団体の皆様方の利用勧奨があったものと承知しております。こちらも併せてお礼申し上げたいということでございます。大分労働局といたしましては、引き続き中小企業、小規模事業所の賃上げ環境整備若しくは経営支援のために各種助成金を取り揃えて取り組んでまいりまいる所存ですので、委員各位の皆様方におかれましては、引き続き労働行政の推進にご協力、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。私からのご挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

会 長

それでは、以上で本日の審議会を終了します。

本日の議事録の確認委員は、原口委員、藤野委員にお願いします。

本年度のご審議お疲れさまでした。